

令和4年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月8日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
議席の指定	6
議員自己紹介	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
副議長就任の挨拶	8
常任委員会委員の選任	8
常任委員会委員長の互選結果報告	9
諸般の報告	9
管理者行政報告	10
管理者提出議案の報告及び上程	10
提案理由の説明	11
議案第1号の説明	11
議案第2号の説明	12
議案第3号及び議案第4号の説明	12
議案第5号の説明	13
議案第6号ないし議案第9号の説明	14
議案第10号の説明	15
議案第11号ないし議案第13号の説明	17
議案第1号の質疑、討論、採決	18
議案第2号の質疑、討論、採決	19

議案第3号の質疑、討論、採決	20
議案第4号の質疑、討論、採決	20
議案第5号の質疑、討論、採決	21
議案第6号の質疑、討論、採決	21
議案第7号の質疑、討論、採決	22
議案第8号の質疑、討論、採決	22
議案第9号の質疑、討論、採決	23
議案第10号の質疑、討論、採決	23
議案第11号の質疑、討論、採決	24
議案第12号の質疑、討論、採決	24
議案第13号の質疑、討論、採決	25
特定事件の閉会中の継続審査について	26
管理者挨拶	26
閉会の宣告	27
署名議員	29

比広組告示第1号

令和4年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年1月28日

比企広域市町村圏組合

管理者 森田 光一

1 期 日 令和4年2月8日 午前10時

2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（16名）

1 番	斎	藤	雅	男	議員	2 番	坂	本	俊	夫	議員
4 番	関	口	武	雄	議員	5 番	瀬	上	邦	久	議員
6 番	吉	野	正	浩	議員	7 番	森		一	人	議員
8 番	山	田	良	秋	議員	9 番	山	口	勝	士	議員
10 番	高	橋	功	人	議員	11 番	小	峯	松	治	議員
12 番	菊	地	敏	昭	議員	13 番	岩	崎		勤	議員
15 番	岩	田	鑑	郎	議員	16 番	小	島	利	枝	議員
17 番	高	野	貞	宜	議員	18 番	渡	邊		均	議員

不応招議員（2名）

3 番	藤	倉		憲	議員	14 番	安	孫	子	和	子	議員
-----	---	---	--	---	----	------	---	---	---	---	---	----

令和4年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和4年2月8日（火曜日）

議事日程

- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 議席の指定
- 第4 議員自己紹介
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 会期の決定
- 第7 副議長の選挙
- 第8 副議長就任の挨拶
- 第9 常任委員会委員の選任
- 第10 常任委員会委員長の互選結果報告
- 第11 諸般の報告
- 第12 管理者行政報告
- 第13 管理者提出議案の報告及び上程
- 第14 提案理由の説明
- 第15 議案第1号の説明
- 第16 議案第2号の説明
- 第17 議案第3号及び議案第4号の説明
- 第18 議案第5号の説明
- 第19 議案第6号ないし議案第9号の説明
- 第20 議案第10号の説明
- 第21 議案第11号ないし議案第13号の説明
- 第22 議案第1号の質疑、討論、採決
- 第23 議案第2号の質疑、討論、採決
- 第24 議案第3号の質疑、討論、採決
- 第25 議案第4号の質疑、討論、採決
- 第26 議案第5号の質疑、討論、採決
- 第27 議案第6号の質疑、討論、採決
- 第28 議案第7号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第8号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第9号の質疑、討論、採決
- 第31 議案第10号の質疑、討論、採決
- 第32 議案第11号の質疑、討論、採決
- 第33 議案第12号の質疑、討論、採決
- 第34 議案第13号の質疑、討論、採決
- 第35 特定事件の閉会中の継続審査について
- 第36 管理者挨拶
- 第37 閉 会

出席議員（16名）

1番	齋藤雅男	議員	2番	坂本俊夫	議員
4番	関口武雄	議員	5番	瀬上邦久	議員
6番	吉野正浩	議員	7番	森一人	議員
8番	山田良秋	議員	9番	山口勝士	議員
10番	高橋功人	議員	11番	小峯松治	議員
12番	菊地敏昭	議員	13番	岩崎勤	議員
15番	岩田鑑郎	議員	16番	小島利枝	議員
17番	高野貞宜	議員	18番	渡邊均	議員

欠席議員（2名）

3番	藤倉憲	議員	14番	安孫子 和子	議員
----	-----	----	-----	--------	----

本会議に出席した事務局職員

議事会長 山下弘樹

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	森田光一	副管理者	松本恒夫
副管理者	吉田昇	副管理者	佐久間孝光
副管理者	飯島和夫	副管理者	宮崎善雄
副管理者	渡邊一美	副管理者	足立理助
監査委員	梶田美佐子	会計管理者	野口光江
事務局長	山口和彦	消防長	小林明雄
消防本部長	長嶋悟	消防本部副参事	原芳和
消防本部副参事	服部明	小川川堀越隆	
消防本部予防課長	松本忠明	消防本部警防課長兼会計課長	野澤康洋
消防本部指令課長	関根博	総務課長	馬場健夫

◎ 開会及び開議の宣告

関口武雄議長 おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和4年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

関口武雄議長 ここで、組合議会議員に異動がありましたので、ご報告いたします。

令和3年9月3日付で小川町議会選出の大戸久一議員、笠原規弘議員から、また令和3年9月15日付で嵐山町議会選出の森一人議員、川口浩史議員から、都合により組合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

次に、組合議会議員を辞職された方々に替わって、令和3年9月3日付で小川町議会から山口勝士議員、高橋功人議員が、令和3年9月15日付で嵐山町議会から森一人議員、山田良秋議員が新たに組合議会議員に当選されましたので、ご報告いたします。

◎ 議席の指定

関口武雄議長 ここで、議席の指定を行います。

新たに組合議会議員に当選された方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付しておきました議席表のとおり指定いたします。

◎ 議員自己紹介

関口武雄議長 ここで、新たに組合議会議員に当選された方々の自己紹介を、正面の演壇においてお願いいたします。

初めに、7番、森一人議員。

〔議員自己紹介〕

関口武雄議長 次に、8番、山田良秋議員。

〔議員自己紹介〕

関口武雄議長 次に、9番、山口勝士議員。

〔議員自己紹介〕

関口武雄議長 次に、10番、高橋功人議員。

〔議員自己紹介〕

関口武雄議長 ありがとうございます。

◎ 会議録署名議員の指名

関口武雄議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において、8番、山田良秋議員、15番、岩田鑑郎議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

関口武雄議長 次に、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 副議長の選挙

関口武雄議長 次に、日程に従い、副議長の選挙を議題といたします。

ただいま組合議会の副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、9番、山口勝士議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山口勝士議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、山口勝士議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山口勝士議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

令和4年2月8日の議会で行われた副議長の選挙において、山口勝士議員が当選されましたので、告知いたします。

◎ 副議長就任の挨拶

関口武雄議長 ここで、副議長に当選されました山口勝士議員のご挨拶をお願いいたします。

9番、山口勝士議員。

〔9番 山口勝士議員登壇〕

9番 山口勝士議員 ご紹介いただきました小川町議会の山口勝士です。

ただいま議員皆様方のご推薦をいただきまして副議長という重責を仰せつかり、誠に身に余る光栄と深く感謝を申し上げる次第でございます。地方の重要性が高まる中、また一方、コロナ禍という激動の中、組合の課題も多くなっています。皆様のご協力をいただき、組合行政進展のために誠心誠意尽くす所存でございます。どうぞ議員をはじめ正副管理者の方々のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

関口武雄議長 ありがとうございます。

これをもって、副議長の選挙を終了いたします。

◎ 常任委員会委員の選任

関口武雄議長 次に、比企広域市町村圏組合議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議員の辞職に伴い組合議会議員の交代があったことから、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

書記長より朗読させます。

山下弘樹書記長 朗読いたします。

総務常任委員会委員に、山田良秋議員、高橋功人議員。

厚生常任委員会委員に、森一人議員、山口勝士議員。

以上でございます。

関口武雄議長 朗読は終わりました。

お諮りいたします。ただいま朗読しましたとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

ここで、厚生常任委員会を開いていただき、欠員となっております委員長の互選をお願いいたします。

ここで、一旦休憩いたします。

(午前10時10分)

関口武雄議長 再開いたします。

(午前10時20分)

◎ 常任委員会委員長の互選結果報告

関口武雄議長 休憩中に行いました厚生常任委員会における委員長の互選の結果を申し上げます。

書記長より報告させます。

山下弘樹書記長 報告いたします。

厚生常任委員会委員長、森一人議員。

以上でございます。

関口武雄議長 ただいまの報告のとおり、厚生常任委員会の委員長は決定いたしました。

◎ 諸般の報告

関口武雄議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和3年度定例監査結果及び令和3年度6月から11月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元

に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者行政報告

関口武雄議長 次に、管理者から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。令和4年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご出席を賜り、会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

先ほど議長からご報告がありましたが、嵐山町及び小川町の各議会から新たに4名の方々が組合議会議員に当選されました。心からご歓迎を申し上げますとともに、今後のご指導並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、私からは組合の事業についてご報告をさせていただきます。

初めに、消防業務ですが、新型コロナウイルス感染症に係る令和3年中の救急搬送者数は、感染者122名、感染疑い44名です。庁舎関係では、昨年11月より消防本部の屋上防水及び空調設備の改修工事並びに滑川分署への女性用施設の整備をするための工事を順次進めています。また、車両関係では、本年1月に小川消防署東秩父分署の高規格救急自動車を更新し、今月には小川消防署ときがわ分署の水槽付消防ポンプ自動車を更新します。

なお、去る2月3日12時32分頃に吉見町で発生しました荒川河川敷の火災は、埼玉県の防災ヘリコプターをはじめ、近隣相互応援協定に基づき、6消防本部から消防ポンプ自動車など10台の応援出動を得て消火活動を展開し、2月4日11時35分に鎮火しました。本件火災では河川敷の枯れ草など約35万平方メートルを焼損しましたが、人命及び建物への被害はありませんでした。

次に、斎場及び霊きゅう自動車事業では、昨年6月に整備工事が完了し、施設及び設備を一新した東松山斎場では新型コロナウイルス感染症感染予防に細心の注意を払いつつ、昨年1年間に2,776件の火葬を執り行いました。今後も比企圏域における葬送の中心的な施設として役割を果たせるようご遺族の心情に十分配慮した運営を続けてまいります。

以上、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

関口武雄議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期定例会に管理者から提出された議案第1号ないし議案第13号を一括議題

としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

関口武雄議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案は、専決処分1件、条例の改正1件、規約変更1件、補正予算議案5件、当初予算議案5件の13議案です。

初めに、議案第1号は専決処分についてです。人事院規則の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に不妊治療に係る通院等のための特別休暇の規定を追加することについて専決処分したものです。

議案第2号は、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。消防団員の人員不足に対応するため、機能別消防団員を東秩父消防団に導入するため改正するものです。

議案第3号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてです。

議案第4号ないし議案第8号は、一般会計及び各特別会計の令和3年度補正予算について、議案第9号ないし議案第13号は、一般会計及び各特別会計の令和4年度予算についてです。

以上、ご提案申し上げました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

関口武雄議長 説明は終わりました。

◎ 議案第1号の説明

関口武雄議長 これより議案に対する細部の説明を求めます。

初めに、議案第1号について、山口和彦事務局長。

〔山口和彦事務局長登壇〕

山口和彦事務局長 議案第1号 専決処分について、細部のご説明を申し上げます。

議案書は1ページから、議案参考資料も1ページからでございます。本議案は、人事院規則の一部改正が令和3年12月1日に公布されたことに伴い、比企広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し

たことから、同条第3項の規定により議会の承認をいただきたいとするものでございます。

改正の内容ですが、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、治療内容に応じて1年間に5日または10日の範囲内で特別休暇を取得できる旨の規定を追加するとともに、文言の整理を行うもので、附則において施行期日を定めたものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

◎ 議案第2号の説明

関口武雄議長 次に、議案第2号について、小林明雄消防長。

[小林明雄消防長登壇]

小林明雄消防長 それでは、議案第2号 比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。

議案書は7ページから9ページを、議案参考資料は3ページとなりますので、併せて参照願います。

本議案は、現在の消防団員に係る課題として挙げられます消防団員の継続的な人員確保、日中の消火活動に出動できる人員不足及び避難所運営や広報活動に伴う人員確保が難しい状況に鑑み、消防団を退団された方等、機能別消防団員として配備することで消防団組織の強化を図るものでございます。既に嵐山消防団、吉見消防団及びときがわ消防団では機能別消防団員制度を取り入れ、令和3年4月1日より活動を開始しておりますが、このたび東秩父消防団におきましても継続的な人員確保等の課題を少しでも克服するため、機能別消防団員制度の導入に当たり、関係条例を改正するものであります。

なお、附則におきましては、施行期日を令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第2号の細部説明を終わります。

◎ 議案第3号及び議案第4号の説明

関口武雄議長 次に、議案第3号及び議案第4号について、山口和彦事務局長。

[山口和彦事務局長登壇]

山口和彦事務局長 議案第3号及び第4号について細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてでございます。議案書は11ページから、議案参考資料は5ページでございます。

本議案は、本年4月1日に予定されている埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決をいただきたいとするものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）についてでござ

ざいます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正では、予算の総額に変更はなく、歳出の内訳を変更するものでございます。

恐れ入りますが、10ページをお願いいたします。歳出の2款総務費、1項1目一般管理費の職員給与事業において、職員の人事異動に伴い給料、職員手当等を658万4,000円減額し、3款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

議案第3号及び議案第4号の説明は以上でございます。

◎ 議案第5号の説明

関口武雄議長 次に、議案第5号について、小林明雄消防長。

[小林明雄消防長登壇]

小林明雄消防長 それでは、議案第5号 令和3年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第3号)につきまして細部の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条では既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1,459万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,113万1,000円とし、第2条では小川消防署屈折はしご付消防自動車におきまして、オーバーホールの修繕の債務負担行為を追加したいとするものであります。

また、第3条の地方債につきましては、6ページから7ページの第3表、地方債補正のとおり、限度額を変更したいとするものでございます。

それでは、事項別明細書により説明いたしますので、14ページをお願いします。初めに、歳入から説明いたします。1款1項1目負担金では、新型コロナウイルス感染防止対策により各消防団の事業を一部中止したことに伴い、1,131万6,000円を減額し、2款2項1目消防使用料では、自動販売機設置場所使用料の増加に伴い、185万2,000円を、3款1項1目消防費国庫補助金では、オリンピック・パラリンピックに係る消防・救急体制整備費補助金及び消防団設備整備費補助金の確定に伴い、合わせて83万8,000円を増額するものであります。

次に、5款1項1目の利子及び配当金では、消防施設整備基金預金利子の変動に伴い、10万7,000円を減額し、同款2項1目物品売払収入では、消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車2台、普通乗用車1台の売払いに伴い、93万5,000円を増額したいとするものであります。

次に、8款2項1目雑入では、消防団員退職報償基金受入金及び消防団員安全装備品整備事業助成金の確定に伴い、合わせて420万円を、9款1項1目の消防債では、消防本部空調設備改修工事の契約金額確定に伴い、260万円を減額するものでございます。

次に、歳出ですが、18ページをお願いします。1款1項1目の一般管理費では、消防団員の退団者確定に伴い、453万9,000円を減額し、2款1項1目の常備消防費では、5,003万6,000円の減額となります。内訳ですが、職員給与事業の給料で1,121万5,000円、職員手当等で1,712万7,000円、共

済組合負担金で1,338万5,000円、埼玉県市町村総合事務組合退職手当負担金で500万円、消防防災啓発事業の防火対象物管理システム賃借で53万7,000円、また消防指令業務共同運用事業の消防指令業務共同運用負担金277万2,000円をそれぞれ減額したいとするものであり、続く2目の消防施設費では、消防施設整備基金積立金及び消防施設整備基金利子を合わせて2,489万2,000円を増額するものであります。

次に、3目の東松山消防団費から20ページ、9目の東秩父消防団費は、主に新型コロナウイルス感染対策によりまして各事業を一部中止したことに伴う交付金の減額となり、3款1項2目の利子では、利息の確定により28万5,000円を減額するものであります。

次に、22ページをお願いします。4款予備費については、収支の調整を図ったものでございます。以上で議案第5号の細部説明を終わります。

◎ 議案第6号ないし議案第9号の説明

関口武雄議長 次に、議案第6号ないし議案第9号について、山口和彦事務局長。

〔山口和彦事務局長登壇〕

山口和彦事務局長 議案第6号ないし議案第9号について順次細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 令和3年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億472万円とするものでございます。

主な内容につきまして10ページの歳入からご説明いたします。2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料の斎場使用料は、火葬件数が当初の見込みを上回っていることから150万円増額するものでございます。

次に、12ページからの歳出ですが、2款事業費、1項2目斎場整備費では、斎場整備事業の完了に伴い不用となった850万2,000円を減額し、3款公債費、1項1目元金を2,198万4,000円増額するとともに、2目利子を298万2,000円減額し、4款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

次に、議案第7号 令和3年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正では、予算の総額に変更はなく、歳出の内訳を変更するものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出の1款総務費、1項1目一般管理費の職員給与事業では、職員の人事異動に伴い、給料、職員手当等を124万4,000円減額するとともに、認定審査会を書面審査としていることに伴って2項1目介護認定審査会費の費用弁償を278万2,000円、3項1目障害支援区分審査会費の費用弁償20万円それぞれ減額し、12ページの2款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

次に、議案第8号 令和3年度比企広域公平委員会特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。本補正についても、予算の総額に変更はなく、歳出の内訳を変更するものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出の1款総務費、1項1目委員会費では、新型コロナウイルス感染症の影響で公平委員会連合会に係る総会等が中止または書面開催となったことに伴い、委員報酬及び費用弁償合わせて16万6,000円を減額し、2款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

次に、議案第9号 令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計予算についてでございます。令和4年度予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,950万円と定めるもので、前年度比150万円の減でございます。

主な内容につきまして10ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比500万円減の5,800万円、3款繰越金は、令和3年度からの繰越見込額1,147万円を計上したものでございます。

12ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款議会費は、組合議員の報酬、費用弁償及び会議録作成委託料等、前年度比20万円増の460万円を計上いたしました。

2款総務費、1項1目一般管理費は前年度比165万円減の6,393万円でございます。このうち職員給与事業では、正副管理者や職員の給料、職員手当、共済費など4,708万1,000円を計上し、15ページの一般管理事業では広報誌印刷代、パソコンや各種システムの借上料など1,248万9,000円を計上し、財務会計管理事業では機器やシステムの保守委託料、借上料など436万円を計上いたしました。

16ページ中段の2項1目監査委員費は、監査委員の報酬及び費用弁償として21万9,000円を計上し、3款予備費は予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

議案第6号ないし議案第9号の説明は以上でございます。

◎ 議案第10号の説明

関口武雄議長 次に、議案第10号について、小林明雄消防長。

[小林明雄消防長登壇]

小林明雄消防長 それでは、議案第10号 令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算につきまして細部の説明を申し上げます。

別冊予算書の25ページをお願いいたします。第1条は、本予算につきまして予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,800万円と定めたいとするもので、前年度と比較しますと8,900万円、率にして2.8%の増額となります。

第2条では、起債の目的や限度額について、28ページの第2表、地方債のとおり定めるものであります。

それでは、事項別明細書により歳入から順次説明を申し上げます。34ページ上段をお願いします。初めに、1款1項1目負担金では、137万円減額の29億4,952万8,000円を計上させていただきました。内容については説明欄に記載のとおり、常備及び非常備消防費に係る構成市町村からの負担金でございます。

次に、2款1項1目消防手数料では、危険物施設に係る申請手数料等、前年同額の180万円を計上、同款2項1目消防使用料では、庁舎に設置しております自動販売機設置場所の使用料としまして120万7,000円増額の444万6,000円を計上させていただきました。

次に、3款1項1目消防費国庫補助金及び36ページになりますが、4款1項1目消防費県補助金は、補助事業が採択された場合の科目設置でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金は、消防施設整備基金預金利子の計上、また同款2項1目物品売払収入及び6款1項1目消防費寄附金は、それぞれ科目設置でございまして、7款1項1目繰越金は、2,000万円増額の1億2,000万円を計上させていただいております。

次に、38ページをお願いします。8款1項1目では組合預金利子を科目設置し、同款2項1目雑入では607万1,000円増額の2,740万円を計上させていただいておりますが、主に消防団員退職報償基金受入金が増額となるほか、高速自動車道救急業務財政措置費など所定のを計上しております。

次に、9款1項1目消防債では、6,320万円増額の1億5,480万円を計上させていただきました。常備消防施設整備債としては1億4,030万円の計上となっており、内訳は消防本部トイレ改修工事で5,800万円、消防指令業務共同運用負担金で4,630万円、滑川分署水槽付消防ポンプ自動車の更新で3,200万円、松山北分署及び嵐山分署の連絡車の更新でそれぞれ200万円、また非常備消防施設整備債では小川消防団消防ポンプ自動車の更新により1,450万円の計上となります。

続きまして、歳出ですが、40ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は869万6,000円増額の3,091万円を計上させていただきましたが、7節退職報償金や11節職員健康診断料が主なものとなっております。

次に、42ページをお願いします。2款1項1日常備消防費は5,717万3,000円増額の26億2,936万6,000円を計上させていただきました。

続いて、43ページ上段の説明欄をお願いします。職員給与事業における人件費等は1,057万6,000円増額の23億7,962万8,000円となり、消防費全体の78.3%でございます。人件費以外では、各施設の維持管理経費、一般事務経費、消防活動経費のほか、消防指令業務共同運用に必要な経費を計上させていただきました。

続きまして、46ページ下段をお願いします。2目消防施設費は4,008万7,000円増額の2億78万3,000円を計上させていただきました。主なものとして、10節需用費では小川消防署屈折はしご付消防自動車オーバーホール修繕、また14節工事請負費では消防本部トイレ改修工事及び非常用通信

指令施設改修工事を、17節備品購入費では滑川分署水槽付消防ポンプ自動車及び松山北分署並びに嵐山分署連絡車の更新に係る経費を計上させていただいております。

続きまして、48ページ中段をお願いいたします。3目東松山消防団費から60ページ、9目東秩父消防団費までは、各消防団に要する経費となります。主なものは、報酬や費用弁償、また活動経費をはじめ詰所や車両の維持管理経費、消防ホースなどの備品購入費のほか、研修や運営に係る経費となります。車両更新では、小川消防団で消防ポンプ自動車の更新に係る経費を計上させていただいており、機能別消防団に係る経費については、東秩父消防団で計上させていただきました。

続きまして、62ページ中段をお願いいたします。3款公債費では2,386万4,000円減額の1億7,991万8,000円の計上でありまして、続く4款予備費については、予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

なお、64ページ以降、給与費明細書等については御覧をいただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で議案第10号の細部説明を終わります。

◎ 議案第11号ないし議案第13号の説明

関口武雄議長 次に、議案第11号ないし議案第13号について、山口和彦事務局長。

〔山口和彦事務局長登壇〕

山口和彦事務局長 議案第11号ないし議案第13号について順次細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 令和4年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算についてでございます。予算書の73ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,700万円と定めるもので、斎場整備事業の終了に伴って前年度比2億2,000万円の減となっております。

主な内容につきまして82ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比4,100万円増の1億2,100万円を計上いたしました。増額の主な要因は、償還計画に基づく組合債の償還額の増によるものです。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、利用状況を踏まえ斎場使用料を前年度比320万円増の5,300万円、霊きゅう自動車使用料を30万円増の150万円とし、下段の4款繰越金は令和3年度からの繰越見込額147万2,000円を計上いたしました。

86ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款総務費、1項1目一般管理費は227万2,000円で、斎場駐車場用地の借上料が主なものでございます。

2款事業費、1項1目斎場管理費は、前年度比317万8,000円増の9,580万6,000円で、指定管理委託料及び霊きゅう自動車運行委託料が主なものでございます。

88ページの3款公債費は、1項1目の元金が前年度比4,396万8,000円増の7,486万4,000円、2目

の利子が294万7,000円減の215万7,000円で、4款予備費は予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

次に、議案第12号 令和4年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算についてでございます。予算書の95ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,350万円と定めるもので、前年度比250万円の増でございます。

主な内容につきまして104ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比200万円減の6,300万円とし、2款繰越金は令和3年度からの繰越見込額1,049万3,000円を計上しております。

106ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比77万8,000円増の3,617万2,000円でございます。このうち職員給与事業は、給料、職員手当、共済費等3,534万8,000円とし、一般管理事業では自動車の燃料費、職員の健康診断料、自動車借上料など82万4,000円を計上いたしました。

2項1目介護認定審査会費は、審査会委員104人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等で、審査件数の増が見込まれることから、前年度比176万2,000円増の3,175万4,000円を計上し、108ページ中段の3項1目障害支援区分審査会費では審査会委員17人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等522万4,000円を計上し、110ページの2款予備費は予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

最後に、議案第13号 令和4年度比企広域公平委員会特別会計予算についてでございます。予算書の119ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110万円と定めるもので、前年度比40万円の増でございます。

主な内容につきまして128ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は構成団体の負担金で、前年度比6万円減の56万円とし、2款繰越金は令和3年度からの繰越見込額53万8,000円を計上いたしました。

130ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款総務費、1項1目委員会費は、前年度比39万5,000円増の106万5,000円でございます。主な内容ですが、委員3人分の報酬や費用弁償、公平委員会連合会負担金など定例的な費用に加え、令和元年から書面による審理が進められている審査申立て事案について、口頭審理に移行した場合の音声データの反訳及び弁護士相談に要する費用を計上したもので、2款予備費は予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

議案第11号ないし議案第13号の説明は以上でございます。

関口武雄議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第2号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第 3 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 4 号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第 4 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第6号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第7号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第10号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第11号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第12号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第13号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎ 特定事件の閉会中の継続審査について

関口武雄議長 次に、特定事件の閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長から特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

ここで、各常任委員長の申出について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。特定事件については、各常任委員長の申出のとおり、それぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、特定事件をそれぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 管理者挨拶

関口武雄議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきまして慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審議等を通じましていただきましたご意見、ご提言等につきましては、これらを十分踏まえ、今後の組合事務を執行してまいります。今後とも議員各位には、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、慎重ご審議を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

関口武雄議長 これをもって、令和4年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時15分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 関 口 武 雄

署 名 議 員 山 田 良 秋

署 名 議 員 岩 田 鑑 郎

参 考 资 料

- 議案審議結果一覽表

令和4年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表

議案番号	件名	提出年月日	付託委員会名	議決年月日	審議結果
議案第1号	専決処分について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	承認
議案第2号	比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第3号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第4号	令和3年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第5号	令和3年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第3号)について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第6号	令和3年度比企広域市町村圏組合斎場及び壺きゅう自動車事業特別会計補正予算(第2号)について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第7号	令和3年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算(第2号)について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第8号	令和3年度比企広域公平委員会特別会計補正予算(第2号)について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第9号	令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第10号	令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第11号	令和4年度比企広域市町村圏組合斎場及び壺きゅう自動車事業特別会計予算について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第12号	令和4年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)
議案第13号	令和4年度比企広域公平委員会特別会計予算について	令4.2.8	付託なし	令4.2.8	原案可決 (全員賛成)